

横浜市日吉本町地域ケアプラザ 通所介護及び横浜市通所介護相当サービス 料金表

令和 6年 6月 1日現在

通所介護費（1回につき）		単位数	利用者負担額 (円 1割負担)	利用者負担額 (円 2割負担)	利用者負担額 (円 3割負担)	説明等
基本額	要介護 1	584	626	1,252	1,878	
	要介護 2	689	739	1,478	2,216	
	要介護 3	796	854	1,707	2,560	
	要介護 4	901	966	1,932	2,898	
	要介護 5	1,008	1,081	2,161	3,242	
加算額	入浴介助加算	40	43	86	129	1日につき
	中重度者ケア体制加算	45	49	97	145	加算あり
	サービス提供体制強化（Ⅰ）	22	24	47	71	1日につき
	サービス提供体制強化（Ⅱ）	18	20	39	58	1日につき
	サービス提供体制強化（Ⅲ）	6	7	13	20	1日につき
	個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	56	60	120	180	実施せず
	個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	85	92	183	274	実施せず
	個別機能訓練加算（Ⅱ）	20	22	43	65	実施せず
	口腔機能向上加算	150	161	322	483	実施せず
	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	介護報酬総単位数（基本額＋各種加算減算）×9.2%〔1単位未満の端数四捨五入〕×10.72				
	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	介護報酬総単位数（基本額＋各種加算減算）×9.0%〔1単位未満の端数四捨五入〕×10.72				
	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	介護報酬総単位数（基本額＋各種加算減算）×8.0%〔1単位未満の端数四捨五入〕×10.72				
	介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	介護報酬総単位数（基本額＋各種加算減算）×6.4%〔1単位未満の端数四捨五入〕×10.72				
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）	介護報酬総単位数（基本額＋各種加算減算）×8.1～3.3%〔1単位未満の端数四捨五入〕×10.72				

横浜市通所介護相当サービス費 （1月につき）		単位数	利用者負担額 (円 1割負担)	利用者負担額 (円 2割負担)	利用者負担額 (円 3割負担)	説明等
基本額	通所型独自サービス 1	1,798	1,928	3,855	5,783	事業対象者、要支援 1 （週 1 回程度）
	通所型独自サービス / 2 2	1,798	1,928	3,855	5,783	要支援 2（週 1 回程度）
	通所型独自サービス 2	3,621	3,882	7,764	11,646	事業対象者、要支援 2 （週 2 回程度）
加算額	サービス提供体制強化（Ⅰ）要支援 1	88	95	189	283	1月につき
	サービス提供体制強化（Ⅱ）要支援 1	72	78	155	232	1月につき
	サービス提供体制強化（Ⅲ）要支援 1	24	26	52	78	1月につき
	サービス提供体制強化（Ⅰ）要支援 2	176	189	378	566	1月につき
	サービス提供体制強化（Ⅱ）要支援 2	144	155	309	463	1月につき
	サービス提供体制強化（Ⅲ）要支援 2	48	52	103	155	1月につき
	口腔機能向上加算	150	161	322	483	1月につき
	運動器機能向上加算	225	242	483	724	1月につき
	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	介護報酬総単位数（基本額＋各種加算減算）×9.2%〔1単位未満の端数四捨五入〕×10.72				
	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	介護報酬総単位数（基本額＋各種加算減算）×9.0%〔1単位未満の端数四捨五入〕×10.72				
	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	介護報酬総単位数（基本額＋各種加算減算）×8.0%〔1単位未満の端数四捨五入〕×10.72				
	介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	介護報酬総単位数（基本額＋各種加算減算）×6.4%〔1単位未満の端数四捨五入〕×10.72				
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）	介護報酬総単位数（基本額＋各種加算減算）×8.1～3.3%〔1単位未満の端数四捨五入〕×10.72				

【利用者負担算出方法】

地域単価×単位数＝〇〇円（1円未満切り捨て）

〇〇円－（〇〇円×0.9〔2割の場合は0.8、3割の場合は0.7〕（1円未満切り捨て））
＝△△円（利用者負担額）

※地域単価は10.72円（横浜市、2級地の単価）

※ 介護職員等処遇改善加算の利用者負担額の計算も上記と同様です。

※ 実際の利用者負担額の算出は、1か月のサービス合計単位数により計算することもあります。その場合、1回ずつの計算とは端数処理で差異が発生する場合があります。

※裏面へ

横浜市日吉本町地域ケアプラザ 通所介護及び横浜市通所介護相当サービス 料金表

令和 6年 6月 1日現在

運営基準に定められたその他の費用（利用者の希望による）

昼食代	700円（含おやつ代100円）	
通常の事業の実施地域を越えた所の交通費	通常の事業の実施地域を越えた所から5km超過ごとに100円	通常の事業の実施地域（港北区：日吉、日吉本町、箕輪町、綱島東、綱島西、綱島台、綱島上町、下田町、高田町、高田東、高田西、新吉田町、新吉田東）は無料です。